破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１６４号
さいたま市桜区田島10丁目２番11―312号
債務者　本田　修一
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０９号
埼玉県志木市下宗岡３丁目１番25―308号
債務者　國分　裕子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２５号
埼玉県志木市本町４丁目15番18号
債務者　久保市優美
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５５９号
埼玉県春日部市小渕1508番地４　サンウッド203号、旧住所埼玉県春日部市栄町３丁目78番地　メゾンアラタＡ201
債務者　宮原香奈子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５６２号
埼玉県春日部市東中野367番地９
債務者　小林　惠子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５６６号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目374番地１　岡庭荘102号
債務者　大須賀洋子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３６７１号
大阪府東大阪市横沼町３丁目10番10号
債務者　稲垣　哲治
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７８号
大阪府阪南市光陽台２丁目30番10号、前住所大阪府泉南市信達大苗代697番地の４　309号
債務者　高橋　秀美（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４２４号
大阪府阪南市尾崎町７丁目１番９―107号、前住所東京都北区志茂５丁目８番８号昭和荘102号
債務者　池田　　愛
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４４３号
大阪府貝塚市澤214番地１
債務者　浦﨑真由美
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４４４号
大阪府泉大津市東雲町13番28―305号
債務者　渡邉　　薫
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４５９号
大阪府岸和田市上松町633番地
債務者　植田　善則
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４６３号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地６棟105号
債務者　ＣＨＩＤＯＲＩことＺＥＲＯことてっちゃんこと　東　はるみ
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４６４号
大阪府岸和田市春木泉町15番６号
債務者　下方　勝美
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
大阪府岸和田市極楽寺町579番地の７、前住所大阪府岸和田市畑町248番地の１ビバーチェＨＡＴＡ502号
債務者　川﨑　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４６８号
大阪府岸和田市土生町４丁目４番５―408号
債務者　小玉　智子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７０５号
北海道江別市高砂町30番地の２　エステートＫ103号
債務者　齊藤　圭一
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部